

## メンタルヘルスNEWS

No.15-02

## 「ストレスチェック制度」の実施マニュアルが公表されました

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける「ストレスチェック制度」が創設されました（平成27年12月1日施行）。

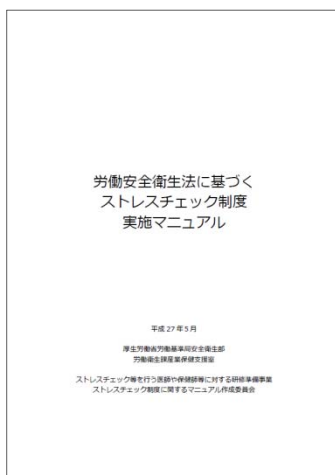
実施に向け、厚生労働省からは「ストレスチェック制度」に係わる省令や指針が順次公表され、産業保健スタッフ等の実務担当者向けには具体的な取り組み方法や留意点を示した「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」が公表されました。すでに、労働者数50人以上の事業場においては、このマニュアルを参考にストレスチェック実施の準備が進められています。

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」は、産業保健スタッフ向けに、制度の目的などの概要から具体的な業務上の留意点が細かく記載されています。

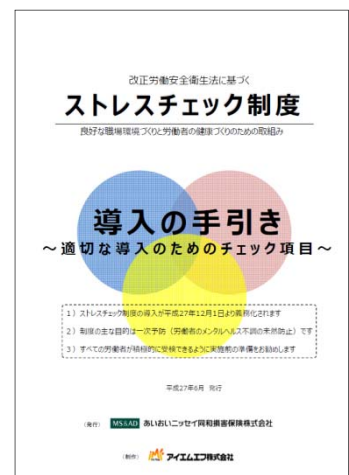
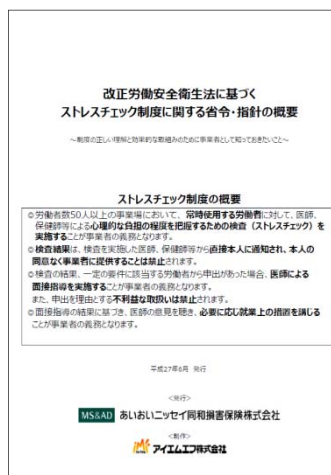
弊社では、この170頁にもわたるマニュアルの要点を整理した冊子（「ストレスチェック制度に関する省令・指針の概要」「導入の手引き」）を事業者様向けに作成しました。制度の概要や取り組みにあたっての留意点を先ず押さえておきたいとお考えの皆様は、弊社営業担当者にご用命ください。

【労働安全衛生法に基づく  
ストレスチェック制度  
実施マニュアル(約170頁)】

【事業者様向けに要点を整理した冊子(各8頁)】  
・ストレスチェック制度に関する省令・指針の概要  
・導入の手引き～適切な導入のためのチェック項目～



要点を整理



発行：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
編集：

アイエムエフ株式会社  
東京都渋谷区代々木三丁目24-4  
あいおいニッセイ同和損保新宿別館ビル7F

担当課・支社 代理店・扱者